

国内旅客運送約款

(2020年7月1日から有効)

第1章 総則

第1条 定義

この運送約款において**国内航空運送**とは、有償であるか無償であるかを問わず、会社が航空機により行なう運送で、運送契約による出発地及び到着地、その他すべての着陸地が日本国内の地点にある運送をいいます。**会社**とは、株式会社ソラシドエアをいいます。**会社の事業所**とは、会社の事務所（市内営業所及び空港事務所）、会社の指定した代理店の営業所並びにインターネット上の会社のウェブページをいいます。**航空券**とは、この運送約款に基づいて会社国内航空路線上の旅客運送のために会社の事業所において発行する会社の電子データベース上に記録される形式の電子証券（以下「電子航空券」という。）又は紙片の証券をいいます。**認証コード**とは、電子航空券を有することを証することができる確認番号、決済に使用されたクレジットカードその他の会社が別に定めるものをいいます。

航空引換証とは、会社の事業所において発行する証券で、本証に記名されている人に対し航空券を交換発行するためのものをいいます。**途中降機**とは、出発地から目的地の間の地点における旅客の予定する旅行中断で会社が前もって承諾したものをいいます。**手荷物**とは、他に特別の規定がない限り旅客の所持する物で、受託手荷物及び持込手荷物をいいます。**受託手荷物**とは、会社が引渡しを受け、且つ、これに対し手荷物合符（手荷物引換証及び手荷物添付用片）を発行した手荷物をいいます。**持込手荷物**とは、受託手荷物以外の手荷物で会社が機内への持込みを認めた物をいいます。**手荷物合符**とは、受託手荷物の識別のためにのみ会社が発行する証券で、その一部は、手荷物添付用片として受託手荷物の個々の物にとりつけ、他の部分は引換証として旅客に渡すものをいいます。**超過手荷物切符**とは、会社が定める無料手荷物許容量を超過した手荷物の運送のために発行する証券をいいます。

第2条 約款の適用

1. この運送約款は、会社の旅客及び手荷物の国内航空運送並びにこれに付随する業務に適用されるものとします。
2. 旅客が航空機に搭乗する日において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、当該旅客の運送に適用されるものとします。
3. この運送約款の一部条項について特約をした場合は、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第3条 約款等の変更

会社は、本運送約款又はそれに基づく会社規則を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページ上の掲示等適切な方法により、運送約款の変更内容等を告知するものとします。

第4条 公示

会社の事業所には、この運送約款とともに旅客運賃、超過手荷物料金及び諸料金並びに運航時刻表その他必要な事項を公示します。

第5条 旅客の同意

旅客は、この約款及び同約款に基づいて定められた規定を承認し、且つ、これに同意したものとします。

第6条 運賃及び割引権

1. この運送約款の規定は、日本法に従い解釈され、この運送約款に定めのない事項については、日本法を適用します。
2. この運送約款に基づき運送に関する争いについては、損害賠償請求権者の何人であるかを問わず、又は損害賠償請求の法的根拠の如何を問わず、日本の裁判所を合意管轄とし、その訴訟手続は日本法によります。

第7条 乗員の指示

旅客は、搭乗、降機その他空港及び航空機内における行動並びに手荷物の積積及び搭載の場所等について、すべて会社係員の指示に従わなければならないとします。

第2章 旅客運送

第1節 航空券

第8条 航空券の発行と効力

1. 会社は、会社の事業所において、別に定める適用運賃及び料金を申受けて、電子航空券の作成若しくは紙片の航空券の発行（以下「航空券の発行」といいます。）又は航空引換証の発行を行います。その際に旅客は氏名、年齢、性別及び会社からの連絡に使用することが可能な電話番号等その他の連絡先を申出なければならないとします。
2. 航空券又は航空引換証は旅客本人のみが使用できるものとし、第三者に譲渡することはできません。
3. 航空券は、電子データベース上に記録された事項（紙片の航空券の場合は、券面に記載された事項。以下「予約事項」といいます。）のとおり使用しなければならないとします。
4. 会社が航空券の有効性を確認するには、認証コードの提示若しくは申告又は紙片の航空券若しくは航空引換証の提示（以下「認証コード又は航空券の提示等」といいます。）が必要となります。
5. 運送を受けようとする場合は、旅客は、会社規則に従って正当に発行され、かつ、現在搭乗しようとする航空便に有効な旅客本人の認証コード又は航空券の提示等を受け、又は、会社が指定する証券の提示を受けなければならないとします。これを行わない場合は、会社は当該旅客の搭乗を拒絶することがあります。

第9条 有効期間

1. 航空券で予約事項に搭乗予定が含まれるものは、当該搭乗予定日限り有効とします。
2. 航空券で予約事項に搭乗予定が含まれないものの有効期間は、航空券の発行の日及びその翌日から起算して1年間とします。但し、会社が特定の運賃を適用する航空券について、別段の定めをした場合は、この限りではありません。
3. 航空引換証に対しては前2項を準用しますが、券面に搭乗予定の記載が含まれるものについては当該搭乗予定日までに航空券と交換することとし、券面に搭乗予定の記載が含まれないものについては、航空引換証の発行の日の翌日から起算して90日以内に航空券と交換しなければならないとします。
4. 航空券は、旅客が有効期間の満了する日までに搭乗しなければ、無効となります。

第10条 有効期間の延長

1. 旅客が病気その他の事由で旅行不能となった場合、又は会社が予約した座席を提供できない場合、若しくは座席を予約できなかった場合は、航空券又は航空引換証の有効期間を延長することができます。但し、当初の航空券又は航空引換証の有効期間満了日の翌日から起算して30日以内に限り、延長することができます。
2. 前項によって有効期間を延長した場合は、この旅客の同伴者が所持する航空券又は航空引換証についても同様に期間の延長をすることができます。

第11条 座席の予約

1. 航空機に搭乗するには、座席の予約を必要とします。
2. 航空券の発行又は航空引換証の発行後の座席予約申込みの際は、認証コード又は航空券の提示等をし、所要事項の会社の電子データベース上への記録（紙片の航空券の場合は、券面への所要事項の記載をいいます。）を受けなければならないとします。
3. 座席予約の取消し又は変更の申出の際は、認証コード又は航空券の提示等を必要とします。但し、予約済み旅客を他の者へ変更することはできません。
4. 前2項の定めにかかわらず、別に定める事業所では、認証コード又は航空券の提示等がない場合でも、座席予約の申込み又は取消し又は変更の申出を受け付けることがあります。
5. 前項による座席予約は、旅客が会社の定める航空券購入期限までに認証コード又は航空券の提示等があるまでは、確定されたものではありません。旅客が、会社の定める航空券購入期限までに認証コード又は航空券の提示等を受けない場合、会社は予告なしにいつでも当該座席予約及びその予約に引続きなされている座席予約を取消すことがあります。
6. 座席予約申込みは、会社の事業所において搭乗希望日の2ヶ月前の会社が指定する日より受け付けます。但し、会社が特定の旅客運賃を支払う航空券につき別段の定めをした場合は、この限りではありません。
7. 会社は第20条第2項が適用される場合には、その予約に引続きなされている座席予約を取消すことができます。
8. 会社は、一旅客に対して二つ以上の予約がされており、且つ、次のいずれかの場合には、会社の判断により、旅客の予約の全部又は一部を取消すことができます。
(1) 搭乗区間が同一で、搭乗便出発予定時刻が同一又は近接している場合
(2) その他旅客が予約の全てに搭乗すると合理的と考えられないと会社が判断した場合

第12条 座席指定

旅客は、機内の特定の座席を予め指定できる場合があります。但し、会社は、事前の通告なしに、機材変更その他の運航上やむを得ない理由でこれを変更することができます。

第13条 集合時刻

1. 旅客が航空機に搭乗する際には、その搭乗に必要な手続きのため、会社が指定する時刻までに指定する場所に到着しなければならないとします。
2. 前項の会社が指定する時刻に遅れた旅客に対し、会社はその搭乗を拒絶することができます。
3. 会社は、第1項に基づき会社が指定する時刻に遅れた旅客のために航空機の出発を遅延させることができます。

第14条 運送の拒否及び制限

1. 会社は、次の各号に該当するものと認められる場合には、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は寄航地空港で降機させることができます。その場合において、その旅客の手荷物についても同様の取扱いとします。この場合、第20条第1項の規定による払戻しを行い、取消手数料は一切申受けません。
前、本項(3)号、(4)又は(5)の場合においては、上記の措置に加えて、当該行為の継続を防止するため必要と認める措置をとることができます。その措置には、当該行為者を拘束することを含みます。
(1) 運航の安全のために必要な場合
(2) 法令又は官公署の要求に従うために必要な場合
(3) 旅客の行為、年令又は精神的若しくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合
(イ) 会社の特別な取扱いを必要とする場合
(ロ) 重傷病者又は8歳未満の小児である場合
(ハ) 次に掲げるものを携帯する場合
① 武器（職務上携帯するものを含みます。）、火薬、爆発物、他に腐蝕を及ぼすような物品、引火しやすい物品、航空機、旅客若しくは搭載物に悪影響を及ぼす危険を及ぼす物品又は航空機による運送に不適当な物品若しくは動物
(ニ) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある場合
(ホ) 当該旅客自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合
(ヘ) 航空機又は物品に危害を及ぼすおそれのある場合
(ニ) 第27条第4項又は第5項に該当する場合
(イ) 会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合
(ロ) 会社の許可なく、機内で、携帯電話機、携帯ラジオ、電子ゲーム等電子機器を使用する場合
(ハ) 機内で喫煙する場合（喫煙には、禁煙帯にたいて、電子たばこ、加熱式たばこのその他の喫煙器具を使用する場合を含む。）
2. 会社は、非常脱出における救助者の確保の為、次の各号に該当すると認められる場合には、当該旅客の非常口座席への着席を拒絶し、他の座席へ変更することができます。この場合、会社の定める特別料金等を適用している時は、取受した特別料金等の払戻しを行い、取消手数料は、一切申受けません。

(1) 15歳未満の者
(2) 身体上、健康上又はその他の理由によって、非常脱出時における救助に支障がある者又は救助することにより、旅客自身の健康に支障をきたす者
(3) 会社の指示脱出手順又は会社係員の指示を理解できない者
(4) 脱出救助を実施することに同意しない者

第15条 紙片の航空券の紛失

1. 紙片の航空券を紛失した場合は、あらかじめ当該紛失航空券に係る搭乗区間の航空券を購入しなければ搭乗できません。
2. 前項の場合で、紛失した旨の届出が第21条に定める払戻期間満了の日までに会社の事業所（インターネット上の会社のウェブページを除きます。）にされた場合には、払戻有効期間（払戻期間満了日の翌日から起算して3ヶ月をいいます。以下同じ。）満了の日までに当該紛失航空券の提示がなされたとき、又は、当該紛失航空券の払戻有効期間満了後の調査において第9条に定める有効期間内において未使用であり、又は払戻期間満了日までに払戻しが行なわれたことを会社が確認したとき限り、次により払戻します。前、払戻す場合には、第20条第1項に定める払戻手数料を申受けず。
(1) 代りの航空券を購入していないときは、紛失航空券に対する取受運賃及び料金を払戻します。但し、第20条第2項に定める取消手数料が適用される場合は、所定の払戻手数料に加え、当該代り航空券を受け付けます。
(2) 代りの航空券を購入したときは、その代りの手荷物に対する取受運賃及び料金をそれぞれ払戻します。但し、会社が別段の定めをした場合は、この限りではありません。
(3) 前記第1号又は第2号の場合であって当該旅行を取消したときは、第20条に準じて払戻します。
3. 紛失航空引換証に対しては前2項を準用します。
4. 前2項の場合で、払戻有効期間満了後の調査の結果、払戻しを行うときは、所定の払戻手数料及び取消手数料に加え、航空券又は航空引換証枚につき2,000円、料金券1枚につき1,030円の調査手数料を申受けず。

第2節 運賃及び料金

第16条 旅客運賃及び料金

1. 旅客運賃及び料金、その適用にあつたときの条件等は、運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表によります。
2. 旅客運賃は、出発地空港から目的地空港までの運送に対する運賃とします。
3. 旅客運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

第17条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
2. 取受運賃又は料金の適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し、会社が特定の旅客運賃又は料金を支払う別段の定めをした場合は、この限りではありません。
第18条 幼児の無償運送
会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の旅客（以下「幼児」といいます。）については、同伴者1人に対し1人限り無償にての運送を引受けず。
第19条 旅客の都合による変更
旅客の都合による、航空券の予約事項又は航空引換証の券面に記載された事項(以下「航空券又は航空引換証の予約事項」といいます。)のうち、日時、便、区間、経路又は目的地の変更については、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める適用条件によるものとします。旅客の都合による変更が可能な旅客運賃及び料金については、搭乗予定出発時刻までの営業時間内に会社の事業所にてその変更の申出がなされた場合に限り、次により取扱いを行います。但し、座席等に余裕がない場合は、この限りではありません。尚、変更の申出に関しては、会社の事業所当該認証コード又は航空券の提示等を受けなければならないとします。
(1) 変更による全区間の適用運賃及び料金が取受運賃及び料金より大であるときは、その差額を申受け、取受運賃及び料金より小であるときは、その差額を払戻します。
(2) 当該変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。
(3) 変更された航空券の有効期間は、最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間とします。
(4) 変更のために行う予約決済乗便の取消しについては、第20条第2項に定める取消手数料を申受けず。
(5) 当該変更により料金が適用されなくなった場合、又は料金が適用されなくなった場合、それぞれの場合に応じて、料金を徴収又は払戻したとします。

第20条 旅客の都合による払戻しと払戻手数料及び取消手数料

1. 航空券又は航空引換証を旅客の都合により払戻す場合には、旅行区間の全部について払戻すときは取受運賃及び料金全額を、一部について払戻すときは取受運賃及び料金より搭乗区間運賃及び料金を差引いた差額を払戻します。
尚、この場合、航空券又は航空引換証の1旅行区間につき440円の払戻手数料を申受けず。
2. 前項の定めに従い座席の予約がなされている航空券又は航空引換証を払戻す場合には、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表により取消手数料を申受けず。
3. 前2項の場合において、取受運賃及び料金が払戻手数料及び取消手数料の合計より小であるときは、取受運賃及び料金を限度として申受けず。
第21条 払戻期間
旅客運賃又は料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して30日以内に限り行います。
第22条 会社の都合による取消変更
1. 会社は、旅客の都合以外の事由のうち第40条第5項に定める事由を除いた事由（以下「会社の都合」といいます。）によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のいずれかの措置を講じます。
(1) 会社が選択する次のいずれかによって当該航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地まで旅客及び手荷物の運送をすること。
(イ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ロ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ハ) この輸送機関
この場合において、便、経路等の変更による旅客運賃及び料金が、当該区間の適用運賃及び料金の払戻額より大であっても、これを追徴せず、又、小であるときはこれを払戻します。但し、会社が特定の航空券又は航空引換証について別段の定めをした場合は、払戻しをすること。
(2) 払戻しをすること。この場合、旅行開始前においては、取受運賃及び料金の全額を払戻し、旅行開始後においては、その取消地点から航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地（途中降機予定地点を含みます。）までの会社が別に定める適用運賃及び料金を払戻します。
(3) 当該未搭乗区間について有効期間の延長を行うこと。
2. 会社の都合による予約事項の搭乗手続を完了した場合は、会社が指定した時刻までに、会社の空港事務所において、有効な座席予約がなされている認証コード又は航空券の提示等を受け搭乗手続きを求めた者に限り、かつ、予約便の座席定数より多くなってしまったため、一部の旅客に対し座席の提供ができない場合には、会社は、有効な座席予約を有する旅客であつて、会社の協力依頼に応じて自主的に当該予約便への搭乗をとりやめる者の募集を行います。この場合において、会社は、当該依頼に応じて搭乗をとりやめる旅客に対しては、本条第1項による取扱いに加えて、会社の定める一定額の協力金の支払い等を行います。

第23条 会社及び旅客の都合以外の事由による取消変更

会社は、第40条第5項に定める事由によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のい

第16条 旅客運賃及び料金

1. 旅客運賃及び料金、その適用にあつたときの条件等は、運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表によります。
2. 旅客運賃は、出発地空港から目的地空港までの運送に対する運賃とします。
3. 旅客運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

第17条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
2. 取受運賃又は料金の適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し、会社が特定の旅客運賃又は料金を支払う別段の定めをした場合は、この限りではありません。
第18条 幼児の無償運送
会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の旅客（以下「幼児」といいます。）については、同伴者1人に対し1人限り無償にての運送を引受けず。
第19条 旅客の都合による変更
旅客の都合による、航空券の予約事項又は航空引換証の券面に記載された事項(以下「航空券又は航空引換証の予約事項」といいます。)のうち、日時、便、区間、経路又は目的地の変更については、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める適用条件によるものとします。旅客の都合による変更が可能な旅客運賃及び料金については、搭乗予定出発時刻までの営業時間内に会社の事業所にてその変更の申出がなされた場合に限り、次により取扱いを行います。但し、座席等に余裕がない場合は、この限りではありません。尚、変更の申出に関しては、会社の事業所当該認証コード又は航空券の提示等を受けなければならないとします。
(1) 変更による全区間の適用運賃及び料金が取受運賃及び料金より大であるときは、その差額を申受け、取受運賃及び料金より小であるときは、その差額を払戻します。
(2) 当該変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。
(3) 変更された航空券の有効期間は、最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間とします。
(4) 変更のために行う予約決済乗便の取消しについては、第20条第2項に定める取消手数料を申受けず。
(5) 当該変更により料金が適用されなくなった場合、又は料金が適用されなくなった場合、それぞれの場合に応じて、料金を徴収又は払戻したとします。

第20条 旅客の都合による払戻しと払戻手数料及び取消手数料

1. 航空券又は航空引換証を旅客の都合により払戻す場合には、旅行区間の全部について払戻すときは取受運賃及び料金全額を、一部について払戻すときは取受運賃及び料金より搭乗区間運賃及び料金を差引いた差額を払戻します。
尚、この場合、航空券又は航空引換証の1旅行区間につき440円の払戻手数料を申受けず。
2. 前項の定めに従い座席の予約がなされている航空券又は航空引換証を払戻す場合には、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表により取消手数料を申受けず。
3. 前2項の場合において、取受運賃及び料金が払戻手数料及び取消手数料の合計より小であるときは、取受運賃及び料金を限度として申受けず。
第21条 払戻期間
旅客運賃又は料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して30日以内に限り行います。
第22条 会社の都合による取消変更
1. 会社は、旅客の都合以外の事由のうち第40条第5項に定める事由を除いた事由（以下「会社の都合」といいます。）によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のいずれかの措置を講じます。
(1) 会社が選択する次のいずれかによって当該航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地まで旅客及び手荷物の運送をすること。
(イ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ロ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ハ) この輸送機関
この場合において、便、経路等の変更による旅客運賃及び料金が、当該区間の適用運賃及び料金の払戻額より大であっても、これを追徴せず、又、小であるときはこれを払戻します。但し、会社が特定の航空券又は航空引換証について別段の定めをした場合は、払戻しをすること。
(2) 払戻しをすること。この場合、旅行開始前においては、取受運賃及び料金の全額を払戻し、旅行開始後においては、その取消地点から航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地（途中降機予定地点を含みます。）までの会社が別に定める適用運賃及び料金を払戻します。
(3) 当該未搭乗区間について有効期間の延長を行うこと。
2. 会社の都合による予約事項の搭乗手続を完了した場合は、会社が指定した時刻までに、会社の空港事務所において、有効な座席予約がなされている認証コード又は航空券の提示等を受け搭乗手続きを求めた者に限り、かつ、予約便の座席定数より多くなってしまったため、一部の旅客に対し座席の提供ができない場合には、会社は、有効な座席予約を有する旅客であつて、会社の協力依頼に応じて自主的に当該予約便への搭乗をとりやめる者の募集を行います。この場合において、会社は、当該依頼に応じて搭乗をとりやめる旅客に対しては、本条第1項による取扱いに加えて、会社の定める一定額の協力金の支払い等を行います。

第23条 会社及び旅客の都合以外の事由による取消変更

会社は、第40条第5項に定める事由によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のい

第16条 旅客運賃及び料金

1. 旅客運賃及び料金、その適用にあつたときの条件等は、運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表によります。
2. 旅客運賃は、出発地空港から目的地空港までの運送に対する運賃とします。
3. 旅客運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

第17条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
2. 取受運賃又は料金の適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し、会社が特定の旅客運賃又は料金を支払う別段の定めをした場合は、この限りではありません。
第18条 幼児の無償運送
会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の旅客（以下「幼児」といいます。）については、同伴者1人に対し1人限り無償にての運送を引受けず。
第19条 旅客の都合による変更
旅客の都合による、航空券の予約事項又は航空引換証の券面に記載された事項(以下「航空券又は航空引換証の予約事項」といいます。)のうち、日時、便、区間、経路又は目的地の変更については、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める適用条件によるものとします。旅客の都合による変更が可能な旅客運賃及び料金については、搭乗予定出発時刻までの営業時間内に会社の事業所にてその変更の申出がなされた場合に限り、次により取扱いを行います。但し、座席等に余裕がない場合は、この限りではありません。尚、変更の申出に関しては、会社の事業所当該認証コード又は航空券の提示等を受けなければならないとします。
(1) 変更による全区間の適用運賃及び料金が取受運賃及び料金より大であるときは、その差額を申受け、取受運賃及び料金より小であるときは、その差額を払戻します。
(2) 当該変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。
(3) 変更された航空券の有効期間は、最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間とします。
(4) 変更のために行う予約決済乗便の取消しについては、第20条第2項に定める取消手数料を申受けず。
(5) 当該変更により料金が適用されなくなった場合、又は料金が適用されなくなった場合、それぞれの場合に応じて、料金を徴収又は払戻したとします。

第20条 旅客の都合による払戻しと払戻手数料及び取消手数料

1. 航空券又は航空引換証を旅客の都合により払戻す場合には、旅行区間の全部について払戻すときは取受運賃及び料金全額を、一部について払戻すときは取受運賃及び料金より搭乗区間運賃及び料金を差引いた差額を払戻します。
尚、この場合、航空券又は航空引換証の1旅行区間につき440円の払戻手数料を申受けず。
2. 前項の定めに従い座席の予約がなされている航空券又は航空引換証を払戻す場合には、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表により取消手数料を申受けず。
3. 前2項の場合において、取受運賃及び料金が払戻手数料及び取消手数料の合計より小であるときは、取受運賃及び料金を限度として申受けず。
第21条 払戻期間
旅客運賃又は料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して30日以内に限り行います。
第22条 会社の都合による取消変更
1. 会社は、旅客の都合以外の事由のうち第40条第5項に定める事由を除いた事由（以下「会社の都合」といいます。）によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のいずれかの措置を講じます。
(1) 会社が選択する次のいずれかによって当該航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地まで旅客及び手荷物の運送をすること。
(イ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ロ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ハ) この輸送機関
この場合において、便、経路等の変更による旅客運賃及び料金が、当該区間の適用運賃及び料金の払戻額より大であっても、これを追徴せず、又、小であるときはこれを払戻します。但し、会社が特定の航空券又は航空引換証について別段の定めをした場合は、払戻しをすること。
(2) 払戻しをすること。この場合、旅行開始前においては、取受運賃及び料金の全額を払戻し、旅行開始後においては、その取消地点から航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地（途中降機予定地点を含みます。）までの会社が別に定める適用運賃及び料金を払戻します。
(3) 当該未搭乗区間について有効期間の延長を行うこと。
2. 会社の都合による予約事項の搭乗手続を完了した場合は、会社が指定した時刻までに、会社の空港事務所において、有効な座席予約がなされている認証コード又は航空券の提示等を受け搭乗手続きを求めた者に限り、かつ、予約便の座席定数より多くなってしまったため、一部の旅客に対し座席の提供ができない場合には、会社は、有効な座席予約を有する旅客であつて、会社の協力依頼に応じて自主的に当該予約便への搭乗をとりやめる者の募集を行います。この場合において、会社は、当該依頼に応じて搭乗をとりやめる旅客に対しては、本条第1項による取扱いに加えて、会社の定める一定額の協力金の支払い等を行います。

第23条 会社及び旅客の都合以外の事由による取消変更

会社は、第40条第5項に定める事由によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のい

第16条 旅客運賃及び料金

1. 旅客運賃及び料金、その適用にあつたときの条件等は、運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表によります。
2. 旅客運賃は、出発地空港から目的地空港までの運送に対する運賃とします。
3. 旅客運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

第17条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
2. 取受運賃又は料金の適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し、会社が特定の旅客運賃又は料金を支払う別段の定めをした場合は、この限りではありません。
第18条 幼児の無償運送
会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の旅客（以下「幼児」といいます。）については、同伴者1人に対し1人限り無償にての運送を引受けず。
第19条 旅客の都合による変更
旅客の都合による、航空券の予約事項又は航空引換証の券面に記載された事項(以下「航空券又は航空引換証の予約事項」といいます。)のうち、日時、便、区間、経路又は目的地の変更については、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める適用条件によるものとします。旅客の都合による変更が可能な旅客運賃及び料金については、搭乗予定出発時刻までの営業時間内に会社の事業所にてその変更の申出がなされた場合に限り、次により取扱いを行います。但し、座席等に余裕がない場合は、この限りではありません。尚、変更の申出に関しては、会社の事業所当該認証コード又は航空券の提示等を受けなければならないとします。
(1) 変更による全区間の適用運賃及び料金が取受運賃及び料金より大であるときは、その差額を申受け、取受運賃及び料金より小であるときは、その差額を払戻します。
(2) 当該変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。
(3) 変更された航空券の有効期間は、最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間とします。
(4) 変更のために行う予約決済乗便の取消しについては、第20条第2項に定める取消手数料を申受けず。
(5) 当該変更により料金が適用されなくなった場合、又は料金が適用されなくなった場合、それぞれの場合に応じて、料金を徴収又は払戻したとします。

第20条 旅客の都合による払戻しと払戻手数料及び取消手数料

1. 航空券又は航空引換証を旅客の都合により払戻す場合には、旅行区間の全部について払戻すときは取受運賃及び料金全額を、一部について払戻すときは取受運賃及び料金より搭乗区間運賃及び料金を差引いた差額を払戻します。
尚、この場合、航空券又は航空引換証の1旅行区間につき440円の払戻手数料を申受けず。
2. 前項の定めに従い座席の予約がなされている航空券又は航空引換証を払戻す場合には、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表により取消手数料を申受けず。
3. 前2項の場合において、取受運賃及び料金が払戻手数料及び取消手数料の合計より小であるときは、取受運賃及び料金を限度として申受けず。
第21条 払戻期間
旅客運賃又は料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と交換にその有効期間満了後の翌日から起算して30日以内に限り行います。
第22条 会社の都合による取消変更
1. 会社は、旅客の都合以外の事由のうち第40条第5項に定める事由を除いた事由（以下「会社の都合」といいます。）によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のいずれかの措置を講じます。
(1) 会社が選択する次のいずれかによって当該航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地まで旅客及び手荷物の運送をすること。
(イ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ロ) 座席に余裕のある会社の航空機
(ハ) この輸送機関
この場合において、便、経路等の変更による旅客運賃及び料金が、当該区間の適用運賃及び料金の払戻額より大であっても、これを追徴せず、又、小であるときはこれを払戻します。但し、会社が特定の航空券又は航空引換証について別段の定めをした場合は、払戻しをすること。
(2) 払戻しをすること。この場合、旅行開始前においては、取受運賃及び料金の全額を払戻し、旅行開始後においては、その取消地点から航空券又は航空引換証の予約事項である最初の目的地（途中降機予定地点を含みます。）までの会社が別に定める適用運賃及び料金を払戻します。
(3) 当該未搭乗区間について有効期間の延長を行うこと。
2. 会社の都合による予約事項の搭乗手続を完了した場合は、会社が指定した時刻までに、会社の空港事務所において、有効な座席予約がなされている認証コード又は航空券の提示等を受け搭乗手続きを求めた者に限り、かつ、予約便の座席定数より多くなってしまったため、一部の旅客に対し座席の提供ができない場合には、会社は、有効な座席予約を有する旅客であつて、会社の協力依頼に応じて自主的に当該予約便への搭乗をとりやめる者の募集を行います。この場合において、会社は、当該依頼に応じて搭乗をとりやめる旅客に対しては、本条第1項による取扱いに加えて、会社の定める一定額の協力金の支払い等を行います。

第23条 会社及び旅客の都合以外の事由による取消変更

会社は、第40条第5項に定める事由によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の選択により、次の(1),(2)又は(3)のい

第16条 旅客運賃及び料金

1. 旅客運賃及び料金、その適用にあつたときの条件等は、運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表によります。
2. 旅客運賃は、出発地空港から目的地空港までの運送に対する運賃とします。
3. 旅客運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

第17条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
2. 取受運賃又は料金の適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し、会社が特定の旅客運賃又は料金を支払う別段の定めをした場合は、この限りではありません。
第18条 幼児の無償運送
会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の旅客（以下「幼児」といいます。）については、同伴者1人に対し1人限り無償にての運送を引受けず。
第19条 旅客の都合による変更
旅客の都合による、航空券の予約事項又は航空引換証の券面に記載された事項(以下「航空券又は航空引換証の予約事項」といいます。)のうち、日時、便、区間、経路又は目的地の変更については、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める適用条件によるものとします。旅客の都合による変更が可能な旅客運賃及び料金については、搭乗予定出発時刻までの営業時間内に会社の事業所にてその変更の申出がなされた場合に限り、次により取扱いを行います。但し、座席等に余裕がない場合は、この限りではありません。尚、変更の申出に関しては、会社の事業所当該認証コード又は航空券の提示等を受けなければならないとします。
(1) 変更による全区間の適用運賃及び料金が取受運賃及び料金より大であるときは、その差額を申受け、取受運賃及び料金より小であるときは、その差額を払戻します。
(2) 当該変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。
(3) 変更された航空券の有効期間は、最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間とします。
(4) 変更のために行う予約決済乗便の取消しについては、第20条第2項に定める取消手数料を申受けず。
(5) 当該変更により料金が適用